一般社団法人熊本県空手道連盟規約（案）

2022/1/25

第１章

(名称)

第1条　当法人は、一般社団法人熊本県空手道連盟と称し、英文字表記を　KUMAMOTO　KARATE-DO　FRDERATAIONとし、略称をKKFとする。（以下「本連盟」という。）

（事務所）

第2条　本連盟は、主たる事務所を熊本市に置く。

　2　本連盟は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる

第２章 目的及び事業

（目的）

第3条　本連盟は、熊本県における空手道団体（学校・道場等）及び会員を統轄する団体として、空手道の健全な発達とその普及を図り、もって熊本県民の身心の錬成に寄与することを目的とする

　2　本連盟に加盟する団体及び会員は本連盟の目的実現の為、鋭意努力しなければならない。

（事業）

第4条　本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

　　（1）空手道の普及・奨励

　　（2）空手道選手・指導者・審判員の養成及び指導・助言

　　（3）大会および講習会等の開催

　　（4）空手道の級位・段位・審判審査会の開催

　　（5）大会等への選手の派遣

　　（6）書籍・機関紙等の刊行物の発行

（7）支部及び所属団体及びその会員への指導・助言

　　（8）その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章　全日本空手道連盟・熊本県スポーツ協会への加盟

　（加盟する団体）

第5条　本連盟は、公益財団法人全日本空手道連盟（略称：「全空連」または「JKF」）及び全空連九州地区協議会（略称：地区協）に加盟する。

　　2　本連盟は、公益財団法人熊本県スポーツ協会（略称：県スポ協）に加盟する

第4章　本連盟への加盟

(加盟手続き)

第6条　定款第5条に基づき、本連盟に加盟しようとする団体は、既加盟団体の代表者２名が推薦する「加盟申請書」の他、本連盟が定める様式で、理事会の１ヶ月前までに事務局長に提出しなければならない。

　２　加盟しようとする団体は定款第5条第1項各号に定める要件を満たす他、団体の代表指導者は、「全空連３段位」を取得していなければならない。

　３　前項２の規定は、会長・中体連、高体連、学連には適用しない。また、常任理事会が認めた場合には免除することができる。

　４　理事会は加盟申請書類を基に審議し、加盟の可否を判断する。

　５　理事会審議の結果は、電磁的方法をもって加盟申請者に通知する。

　６　加盟を承認された申請団体は、通知受領後2週間以内に加盟費及び当該年度の分担金を納入しなければならない。

(加盟費・会員登録費の負担)

第7条　定款第7条に基づき、加盟団体は、理事会が定める分担金を指定する期日までに納入しなければならない。

　２　事務局長は、理事会が定めた分担金の額及び振込先口座、並びに納入期限を記した納入通知を加盟団体長宛に送付する。

 ３　分担金を正当な理由がなく２年以上滞納した加盟団体は、理事会の承認を経て除名処分にすることができる。

 ４　加盟承認された団体の個人会員は、本連盟個人会員登録費を納入しなければならない。

　５　納入した分担金及び個人会員登録費は、理由の如何を問わず返還しない。

第5章　社員

（社員の選出）

第8条　　定款第5条に定める（1）～（5）の各団体1名を社員と称し任期を２年とする。

２　加盟団体は隔年ごとに定期社員総会の２ヶ月前までに社員とする者を事務局長に届け出るものとする。

　３　社員の届出がない場合は、各団体の社員は不在とみなす。

（社員）

第9条　社員は次の各号に該当する者でなければならない。

・全空連が制定している空手道憲章に則り、本連盟が定める定款、規約・規程を遵守し、会員の指導育成に努める者

・本連盟の倫理に関するガイドラインに沿って空手道の品位、品格を保ち、空手道の普及振興に努める者

・前条の定めに従い、団体分担金・個人登録費を納入した者

・社員総会及び理事会の決議に基づき、本連盟が行う事業に協力する者

・「全空連４段以上」「コーチ１以上」「県組手審判又は形審判以上」の資格を有する者

・前項の規定は、会長・中体連、高体連、学連には適用しない。また、理事会が認めた場合には例外を認めることができる。

　　2　前項（１）～（４）定める事項を遵守しなかった場合は、定款第９条に定める処分の対象となる。

(社員総会)

第10条　社員総会はすべての社員をもって構成し、1年に1回以上開催する。

　２　社員総会の開催案内は、各加盟団体の社員または事務局宛に電磁的方法で通知する。

第6章 役員(常任理事・理事・監事)

(構成)

第11条　　定款第２０条に基づき、本連盟に役員(常任理事・理事・監事)を置く。

（1）理事10名以上、40名以内

（2）監事　1名以上　3名以内

２　代表理事以外の常任理事は次の通りとする。副会長若干名、専務理事1名、副理事長若干名、常務理事1名、部会長若干名

３　前項の常任理事のうち会長を一般法人法上の代表理事とする。

４　前項の常任理事のうち理事長を一般法人法上の専務理事とする。

５　前項の常任理事のうち事務局長を一般法人法上の常務理事とする。

６　常任理事は「全空連５段以上」「コーチ３以上」「地区組手審判または地区形審判員以上」の資格を有する者、理事は「全空連４段以上」「コーチ２以上」「地区組手審判または地区形審判以上」の資格を有する者とする

７　理事の定年は満70歳とし、就任時の年齢を70歳未満とする。任期中に満70歳を超えた理事は任期満了まで定年を延長することができる。

８　前項６の規定は、会長・中体連、高体連、学連には適用しない。７の規定は、会長には適用しない。また、６・７について理事会が認めた場合には例外を認めることができる。

（常任理事・理事・監事の選任）

第12条　代表理事・常任理事・理事・及び幹事は、理事会で選出し、社員総会において承認する。

２　監事は、常任理事・理事又は事務局員を兼ねることができない。

（常任理事・理事・監事の制限）

第13条　理事の内には、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

　（１）当該理事の配偶者

　（２）当該理事の三親等以内の親族

　（３）当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

　（４）当該理事の使用人

　（５）（１）（２）（３）に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者

　（６）（３）に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

（理事の職務及び権限）

第14条　理事は、理事会を構成し法令及び定款の定めるところにより職務を執行する。

２　会長は、本連盟を代表しその職務に努める。

３　副会長は、会長の補佐に努める。会長不在の場合会長に指名された者がその代行を務める。

４　理事長は、会長の意を体し、常任理事・理事への業務遂行に係る指導助言に務める。

５　事務局長は、会長の意を体し、常任理事・理事への事務に係る指導助言に務める。

（監事の職務及び権限）

第15条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

　２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（常任理事・理事の任期）

第16条　常任理事・理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された常任理事・理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　常任理事・理事若しくは監事が欠けた場合又は第１９条第１項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（常任理事・理事及び監事の解任）

第17条　常任理事・理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（常任理事・理事及び監事の報酬等）

第18条　常任理事・理事及び監事の報酬等は一切支給しない。ただし、日当・交通費等を本連盟基準に基づき支給することが出来る。基準は別に定める。

２　常任の事務局長及び事務局次長及び事務局員は上記の限りではなく本連盟が定める基準に基づき報酬を支給することができる。基準は別に定める。

（常任理事・理事の責任の一部免除又は限定）

第19条　当法人は、一般法人法第１１４条第１項の規定により、常任理事・理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

２　本連盟は、一般法人法第１１５条第１項の規定により、常任理事・理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、金１０万円以内で本連盟があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章その他の役員

（名誉役員）

第20条　本連盟に非常任の、名誉役員（名誉会長・特別相談役・相談役・参与）を置くことができる。

２　名誉会長・特別相談役・相談役・参与は常任理事会が候補者を選考し理事会の承認を得て選出する。

　（１）名誉会長は、会長経験者で特に見識が明るいと本連盟が認める者であり、特に任期を定めないが満８０歳を定年とする。

　（２）参与は、副会長・理事長・事務局長いずれかの経験者で特に見識が明るいと本連盟が認める者であり特に任期を定めないが満７７歳を定年とする。

（３）特別相談役は、本連盟役員経験を問わず、その分野において特に見識が明るいと本連盟が認める者であり、特に任期を定めないが満７７歳を定年とする。

（４）相談役は、理事長・事務局長・部会長いずれかの経験者で特に見識が明るいと本連盟が認める者であり、特に任期を定めないが満７５歳を定年とする。

３　名誉会長・特別相談役・相談役・参与は、次の職務を行う

　（１）名誉会長は、会長・副会長・理事長等からの求めに応じて相談に応じること

　（２）参与は、会長・副会長・理事長等からの求めに応じて相談に応じること

（３）特別相談役・相談役は、会長・副会長・理事長・事務局長・部会長等からの求めに応じて相談に応じること

（４）名誉役員は、本連盟役員から諮問された事項について参考意見を述べることができる。

４　名誉役員は、無償とする。ただし、基準に基づく日当・交通費等を支給することが出来る。基準は別に定める。

第8章　理事会

（構　成）

第21条本連盟に理事会を置く。

２理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権　限）

第22条　理事会は、次の職務を行う。

（１）常任理事及び常任理事会の職務執行の監督

（２）代表理事・常任理事・理事候補者の選出及び解職者の選出

（３）規約・規則の制定及び改正

（招　集）

第23条理事会は、代表理事（会長）が招集する。

　２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長に指名された副会長又は専務理事が招集する。

３　理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

（議　長）

第24条　理事会の議長は、代表理事とする。

（決　議　権）

第25条**常任理事・**理事は、各1個の議決権を有する

２　理事会に出席できない理事は、委任状その他の代理権を証明する書類を代表理事に提出することにより、他の理事を代理人として自身の議決権を行使させることができる。

３　理事会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（報告の省略）

第26条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第９１条第２項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第27条理事会の議事については、議事録を作成する。

２　出席した理事代表１名及び議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（理事会規則）

第28条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第９章　常任理事会

（構　成）

第29条重要な運営事項について検討する会議体として、本連盟に常任理事会を設置する。

２**常任**理事会は、全ての常任理事をもって構成する。

（権　限）

第30条　常任理事会は、次の職務を行う。

（１）代表理事は会を代表して職務を執行する

（２）副会長は会長を補佐し、会長から指名を受けた場合は職務を代行する

（３）専務理事は業務執行常任理事・理事への指導助言を行う

（４）常務理事は業務執行常任理事・理事・事務局員への事務に係る指導助言を行う

（５）部会長は担当する業務を執行する

（６）規約・規則の制定及び改正

（招　集）

第31条**常任**理事会は、会長が招集する。

　２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長に指名された副会長又は理事長が招集する。

３　常任理事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで常任理事会を開催することができる。

（議　長）

第32条　常任理事会の議長は、専務理事とする。

（決　議）

第33条**常任理事**は、各1個の議決権を有する

２　常任理事会に出席できない常任理事は、委任状その他の代理権を証明する書類を会長に提出することにより、他の常任理事を代理人として自身の議決権を行使させることができる。

３　常任理事会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる常任理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（報告の省略）

第34条　常任理事が常任理事全員に対し、報告すべき事項を通知したときは、その事項を常任理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第９１条第２項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第35条**常任理事会**の議事については、議事録を作成する。

２　出席した常任理事1名と議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（常任理事会規則）

第36条　常任理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、規約・規則で定める。

第9章　事務局

（事務局）

第37条　本連盟の事務を総轄する者として、常任理事の中から候補者を選出し理事会の承認を得て事務局長（常務理事）を置く。

　２　事務局長は、事務を円滑に行うため、事務局長を補佐する者として事務局次長及び事務局員を指名することができる。

　３　事務局長は、会計責任を負うものとし、会計事務を円滑に行うため、会計担当の事務局次長及び会計担当者を指名することができる。会計担当者には外部委託先も含む。

　４　事務局長及び事務局次長の任期は、理事の任期と同じ２年とし、事務局員については特に定めない。

 5 事務局運営に係る事項について別に定める。

第10章　賞罰

(表彰)

第38条　本連盟の発展に功績があった者について、常任理事会で推薦し理事会で承認し表彰することができる。

　２　表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

・選手の指導育成及び空手道の普及振興に永年尽力し、本連盟の発展に特に寄与した者

・指導者として、国際大会、国民スポーツ大会、全日本空手道選手権大会、全九州空手道選手権大会、全国高校総体、全国中学生空手道選手権大会、全日本少年少女空手道選手権大会等の全国規模相当の大会で、３位以上の成績を収めた選手を育成指導した者

・選手として、前２号に掲げる大会で３位以上の成績を収めた者。

・公認全国審判又は国際審判の資格を取得し、国際大会、国民スポーツ大会等、全国規模以上の大会で１０年以上の審判歴がある者

・本連盟の発展に顕著な功績を残し、退任した役員

・３５年以上にわたり、特に顕著な功績を残した者に対し、記念式典及び記念大会当日に功労賞を授与する。

・前各号のほか、本連盟の振興発展に貢献した者を、常任理事会が候補を推薦し理事会の承認を得て表彰することができる。

(懲戒)

第39条　　加盟団体又は個人が次の各号に該当する行為があったとき、理事会の承認を経て懲戒処分することができる。

　　　(１)　本連盟又は加盟団体・会員の名誉や権利を著しく傷つけたとき

　　　(２)　本連盟の目的に反する行為があったとき

　　　(３)　本連盟の名称や資格を、無許可で濫用したとき

　　　(４)　本連盟の定款規約・規則等または統制に従わないとき

２．懲戒処分をした時は、処分内容と処分理由を公表する。

(懲戒処分の区分)

第40条　　前条の懲戒処分は、次の区分とする。

　　　(１)　団体または会員加盟承認の取消

　　　(２)　団体または会員の一定期間資格停止

　　　(３)　所属団体を通じて、会員の除名、資格剥奪、注意

　　　(４)　賠償

２．前項の具体的な手続き及び内容については、常任理事会の審議の後理事会の決議を経て定める。

第11章　部会

(部会の設置)

第41条　　本連盟は、理事会の付属機関として下記の部会を設置するほか、必要に応じて各種部会を設置することができる。

２　部会長は「全空連５段以上」「コーチ３以上」「地区組手または形審判員以上」の全資格を有する者とする

３　前項の規定は、中体連、高体連、学連には適用しない。また、理事会が認めた場合には例外を認めることができる。

４　部会及びその組織・業務は次の通りとする。

＜技術指導部会＞

部会長１名、副部会長若干名、部員若干名

　・会員である指導者に、空手道の技術（形・組手・審判）や指導技術を高める為に必要な研修や講習等の事業を計画し実施する。

・事業計画、予算書、事業報告、決算書の作成

＜段位・資格部会＞

　部会長１名、副部会長若干名、部員若干名

・級位、段位等資格審査会（通知・要綱・予算書の作成及び発送、会場確保、審査員委嘱、審査会開催・申込受付・申込書作成・全空連への申請・免状作成及び送付・決算書の作成その他必要な業務）

・地区、全空連審査会（段位・コーチ・資格審査員に係る通知・要綱の作成及び発送、・申込受付・申込書作成・地区への申請・免状、資格証送付・その他必要な業務）

＜審判部会＞

　部会長１名、副部会長若干名、部員若干名

・組手、形審判審査会（通知・要綱・予算書の作成及び発送、会場確保、審査員委嘱、審査会開催

・申込受付・申込書作成・全空連への申請・決算書の作成・その他必要な業務）

・地区、全空連審査会（通知・要綱の作成及び発送・申込受付・申込書作成・地区への申請・その他必要な業務）

・審判講習会、監督コーチ講習会（通知・要綱・予算書の作成及び発送、会場確保、・申込受付・申込書作成・講師及び役員委嘱・講習会開催・決算書の作成・その他必要な業務）

・大会審判（通知の作成及び発送、審判団編成及び運営、大会事務局との連携）

・九州、全国大会派遣審判員の人選、派遣に係る書類作成・発送

＜小・中学生強化、育成部会＞

　部会長１名、副部会長若干名、部員若干名

・強化練習会、育成練習会（通知・要綱・予算書の作成及び発送・申込受付・申込書作成・会場確保・指導員委嘱・練習会開催・決算書の作成・その他必要な業務）

・強化選手の人選及び報告に係る業務

＜高校生・一般、強化・育成部会＞

　部会長１名、副部会長若干名、部員若干名

　・強化練習会、育成練習会（通知・要綱・予算書の作成及び発送・申込受付・申込書作成・会場確保、指導員委嘱、練習会開催・決算書の作成・その他必要な業務）

　・強化選手の人選、及び報告に係る業務

＜小・中学生大会企画、運営部会＞

部会長１名、副部会長若干名、部員若干名

　・県連主催大会（通知・要綱・共催、後援、ドクター派遣等依頼文・予算書の作成及び発送、・申込受付・申込書作成・会場確保・賞状、メダル準備・役員、補助員委嘱、大会記録作成、報道機関への伝達・決算書の作成・その他必要な業務）

＜高校生・一般大会企画、運営部会＞

部会長１名、副部会長若干名、部員若干名

　・県連主催大会（通知・要綱・共催、後援、ドクター派遣等依頼文・予算書の作成及び発送、・申込受付・申込書作成・会場確保・賞状、メダル準備・役員・補助員委嘱、大会記録作成、報道機関への伝達・決算書の作成・その他必要な業務）

＜九州・全国大会、企画・運営部会＞

部会長１名、副部会長若干名、部員若干名

　・熊本県内で開催される九州大会全国大会の企画・運営（通知・要綱・共催、後援、ドクター派遣等依頼文・予算書の作成及び発送、・申込受付・申込書作成・会場確保・賞状、メダル準備・役員・補助員委嘱、大会記録作成、報道機関への伝達・決算書の作成・その他必要な業務）

　・九州、全国大会（通知・要綱の作成及び発送、派遣選手及び監督・コーチの人選・ゼッケン、ワッペン、IDカード等の発送、その他必要な業務）

＜スポーツ少年団・マスターズ・障碍者大会、生涯空手部会＞

部会長１名、副部会長若干名、部員若干名

・マスターズ大会（通知・要綱・共催、後援、ドクター派遣等依頼文・予算書の作成及び発送、会場確保、役員・補助員委嘱、大会記録作成、報道機関への伝達・決算書の作成・その他必要な業務）

　・九州、全国大会（通知・要綱の作成及び発送、派遣選手及び監督・コーチの人選・ゼッケン、ワッペン、IDカード等の発送、その他必要な業務）

＜女性活動・人権啓発部会＞

委員長１名、副委員長若干名、委員若干名

・女性をはじめ会員が活動しやすい倫理・人権環境づくりに係る活動及び広報、啓発

・事業計画、予算書、事業報告、決算書の作成

＜その他、特定の目的を達成するために必要な部会＞

（部会長の権限及び資格）

第４２条　部会長の権限と資格は次の通りとする。

２　部会長は、副部会長・部員を指名することができる。

３　副部会長は、第４１条２に準ずる段位・資格を有する者とする。

４　部員の段位・資格については特に定めない。

　　（部会と事務局）

第４３条　部会と事務局とは連携して業務を推進する。

２　各部会が作成した通知・広報・申込等を本連盟会員に電磁的方法で周知する場合、事務局に依頼することができる。

３　各部会が作成した通知・広報・申込等を全空連・地区協・スポ協等外部団体に電磁的方法で提出する場合、事務局長に依頼することができる。

４　部会長は、２・３項以外の部会業務の一部を事務局長に委託することができる。

第８章　経費

(経費の徴収)

第４４条　　本連盟は、理事会の承認を得て加盟団体又はその会員より必要な登録料、手数料、その他必要な経費を徴収することができる。

２　前項の経費は、事前にそれぞれその徴収に関する基準や通達に基づき実行する。

付則

１．この規則は令和4年４月１日から施行する。